

陳情番号	件名
第 6 号	
受理年月日	母が中国で不法に逮捕されている件に関することについて
6. 7. 16	

陳情の趣旨

陳情の趣旨：

1,人道的な立場から、不当な扱いを受けている母の境遇にご関心をお持ちいただき、一刻も早く救出すべく、駐日中国大使館（03-3403-3388）、在中国日本大使館（+86 10 8531 9800）及び日本の外務省（03-3580-3311）に働きかけてください。

2、「母の早期救出を求める意見書」を国に提出していただきますよう陳情いたします。

陳情の理由：

私は10年前留学のため中国宝鸡から来日しました。今は東京都に住みメディアに勤務しています。中国で逮捕拘留されている母の救援にご協力賜りたく、お願いを申し上げます。

母は61歳で、陝西省宝鸡市に住んでいます。2024年4月11日に、母が友達の家にいた際、法輪功を修煉していることを理由に現地の警察に押し入られ、強制連行され、現在宝鸡市第二留置場に拘束されています。

元々体が弱い母は34歳（私は5歳）の時、病院で心室性期外収縮と診断され、多くの医学専門家に診てもらいましたが、改善しませんでした。1998年に、父の同僚に法輪功を紹介され、「真、善、忍」の教えに関心した母は法輪功を始めました。幸運なことに母は奇跡的に快復しただけでなく、その後二十数年に渡り、一度も病院に行くことなく、健康を維持してきました。

しかし、1999年7月20日、当時の国家指導者、江澤民は、嫉妬心から法輪功への残酷な迫害を開始しました。拷問迫害による死者は、身元が確認できた人数だけでも5000人以上に達しており、実際の人数は統計することすらできないと言われています。2023年、陝西省では、少なくとも215人の法輪功学習者が迫害を受けています。そのうち、2人が死亡し、63人が不法に収容され、13人が不法に逮捕され、12人が不法に裁判にかけられ、47人が不法に家宅捜索され、63人が嫌がらせを受け、4人が放浪生活を余儀なくされ、1人が精神病院に収容されています。また、大連市長であった薄熙来は法輪功学習者から生きたまま臓器摘出を行うことを考え、それを瞬く間に全国に広め、臓器摘出から遺体の販売まで一貫して行う殺人産業を形成し、地球上にかつてない邪悪を造り出しました。

中国共産党政府の血に染まった手によって、健康体となった母から臓器が奪われる可能性さえあります。そして母が一日でも長く拘留されれば、その分拷問に遭うリスクも高くなるのです。

私は母と一緒に法輪功を修煉していたため、もし日本から中国に帰れば、飛行機から降りた途端に逮捕される恐れがあります。そのため、この10年間、親族が亡くなった時も中国に帰ることができませんでした。母の不法逮捕によって、悲しみと不安と無力感に苛まれている私に、どうかお力を貸しくださいますよう、切にお願い申し上げます。

陳情番号	件名
第7号	
受理年月日	
6.7.25	国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上、並びにゆきとどいた教育の実現を求めるについて

陳情の趣旨

1. 陳情趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- (2) ゆきとどいた教育を実現するために、小学校の35人学級を計画的に進め、中学校での35人学級を早急に実現するとともに、教職員の定数拡充、スクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- (3) 教員の未配置を解消し、一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を実現するために、教職員の労働条件を改善すること。

2. 陳情理由

今、義務教育に求められているのは、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには国における教育予算等の条件整備が不可欠です。しかし、2006年から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われており、地方自治体の財政を圧迫しています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要があります。

学校現場における課題は複雑化・困難化する中、子どもたちのゆたかな学びと育ちを実現するために、教材研究や授業準備の時間の十分な確保にむけ、教職員定数拡充や専門スタッフの拡充などの施策が最重要課題です。あわせて、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編制基準が2025年度までに段階的に35人に引き下げられますが、その必要性は中学校においても変わりないことから、中学校を含めた実現が必要です。

相模原市においては、「第2期学校現場における業務改善に向けた取組方針」に基づき、「学校現場業務改善推進会議」において長時間労働是正に関する議論が行われ、教育委員会を中心に具体的な取組がすすめられていますが、相模原市の教員の超過勤務時間の実態調査（令和5年度）によれば、2023年4月において、時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合は、小学校において9.2%、中学校において23.6%となっています。また、2023年の自己都合退職者のうち3年以内に離職した教員は18人となっており、教職員の命と健康、生活が蔑ろになっています。

自己都合退職、メンタル疾患等による病気休職に加え長時間労働など過酷な労働環境等によって教員志望の学生は年々減少傾向にあります。学校現場において「教員の未配置（教員不足）」が発生し、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われているとは言い難い状況があります。

未来を担う子どもたちを育む本市の学校現場において、「使命感」や「献身性」に依拠しないためにも、教職員の長時間労働是正は子どもに寄り添い向き合う時間の確保のために重要であり、小学校の35人学級の段階的な実施にあわせた教職員定数の実質的な増員や専門スタッフの拡充は欠かせません。さらには、「教員の未配置」など、あってはなりません。

子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2025年度政府予算編成において、上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳情番号	件名
第8号	
受理年月日	「再審法改正を求める意見書」の提出に関することについて
6.8.16	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

地方自治法第99条の規定により、次の事項を含む再審法改正を求める意見書を国に提出いただきますよう陳情いたします。

- 1 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること。

理由

やってもいらない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないこともあります。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というものは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることになりますので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった

方もいますし、大崎事件（97歳）や袴田事件（88歳）のように、相当の高齢となっている方もいます。このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

そこで、日本弁護士連合会は、2023年（令和5年）6月16日に開催された定期総会において、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める決議を採択しました。また、全国各地の弁護士会、弁護士会連合会でも、同趣旨の決議が行われています。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考えます。

この間、2024年（令和6年）3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です（同年7月18日時点では321人）。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

そして、全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、2024年（令和6年）4月の時点で、すでに7道府県議会を含む330を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択して提出いただきたく、陳情いたします。

陳情番号	件名
第9号	
受理年月日	政府に対し日米地位協定の改定などを求める意見書の提出を求めることについて
6.8.19	

陳情の趣旨

米軍基地周辺では米兵による犯罪が多発してきた。これは日米地位協定に、事件を起こした米兵らの身柄を日本側が拘束して取り調べができないいくつかの規定があり、これにより抑止効果が働かないからだと言われてきた。繰り返される米兵らの犯罪に、基地の町の人たちは長らく耐えてきた。しかし1995年、沖縄で起きた米兵による少女暴行事件は沖縄の人たちの怒りを爆発させ、日本人の多くが心を痛める大問題となった。そしてこれを受け、日米合同委員会は事件・事故発生を正確かつ直ちに提供する必要を認識し、1997年に特別作業班(AWGON)を発足させ、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」を定めた。これは日米が守るべき、あらたな通報ルールであった。

昨年12月、沖縄県において米軍人による性暴力事件が発生した。97年に定めた通報ルールによれば、米軍は外務省と沖縄防衛局に『正確かつ迅速』に通報しなければいけなかった。しかし、報道によれば、米軍は外務省にも沖縄防衛局にも通報しなかった。米軍は通報ルールを遵守しなかった。

さらに、日本政府がこの事件を知ったのは本年3月に沖縄県警が米兵を書類送検、那覇地検が起訴した頃だと報じられている。先の通報ルールによれば、事件を知った外務省は防衛省に伝え、防衛省は沖縄防衛局、そして沖縄防衛局は沖縄県へと情報を伝えなければならない。しかし、外務省は防衛省に伝えなかつた。情報はここで止まつた。沖縄県知事がこの事件を知ったのは6月25日に報道記事が出た時点だという。事件から半年もたつてゐた。県民の安全を守りたい自治体としては痛恨の極み、憤怒に堪えない経過だったろう。沖縄県ではこの間、他にも通知されていない事件が起きていたという。神奈川、青森、山口、長崎、東京と、全国の各都県でも不同意性交容疑などの米軍人・軍属による性暴力事件が発生しながら、地元に通知されていなかつたことが判明している。

このようにルールが厳守されず、米側、日本政府側の「判断」で通報が遅らされたり、非公表とされてしまつては、事件への迅速な対応や再発防止の点で問題があり、さらなる被害、損害に発展する可能性がある。基地を抱える相模原市にとっては、とても傍観できる事態ではないと思う。相模原市議会におかれでは、せひとも、政府に対して以下の内容を要請することを求める意見書を提出されるよう陳情します。

記

1. 事件の被害者に対する補償と心身のケアについては、政府が責任をもつて行うこと。
2. 1997年に合意された「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」の目的にそつて、地元自治体に対する通知が徹底されるように、政府内各省庁で対応を見直し、ルールの徹底を確認し自治体への説明をしていただきたい。
3. 米軍特権となつてゐる「日米地位協定」を抜本的に改訂し、国内法令を原則米軍にも適用させることや、事件・事故の際に自治体職員の迅速な立ち入りを保障し、市民への説明を適切に行うことなどを、明記すること。

陳情番号	件名
第 10 号	
受理年月日	現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出について
6. 8. 20	

陳情の趣旨

1. 陳情の要旨

国に対し、本年 12 月 2 日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。

2. 陳情の理由

改正マイナンバー法が令和 5 年 6 月 2 日に成立し、令和 6 年 12 月 2 日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題があります。さらにオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルが未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえず、マイナ保険証の使用率は令和 6 年 5 月時点で 7.73% にすぎません。

また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。

わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を探っていますが、上記のような状況になれば同制度は、機能不全に陥りかねません。また、地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。

わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年 12 月 2 日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

陳情番号	件名
第 11 号	
受理年月日	現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出について
6. 8. 21	

陳情の趣旨
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>国に対し、本年 12 月 2 日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>改正マイナンバー法が令和 5 年 6 月 2 日に成立し、令和 6 年 12 月 2 日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。</p> <p>現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題があります。さらにオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルが未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえず、マイナ保険証の使用率は令和 6 年 5 月時点で 7.73% にすぎません。</p> <p>また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。</p> <p>わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を探っていますが、上記のような状況になれば同制度は、機能不全に陥りかねません。また、地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。</p> <p>わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年 12 月 2 日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。</p> <p>以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。</p>

陳情番号	件名
第 12 号	
受理年月日	現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を国に提出することについて
6.8.23	

陳情の趣旨

【陳情の要旨】

国に対し、本年 12 月 2 日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。

【陳情の理由】

改正マイナンバー法が令和 5 年 6 月 2 日に成立し、令和 6 年 12 月 2 日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

我が国は強制保険による「国民皆保険」制度を探っています。一部例外はあるものの、すべてのものが保険料を納め、被保険者としての資格を保有しています。健康保険法施行規則等でも「保険者は被保険者証を被保険者に交付しなければならない」と定められており、医療を受ける際の資格確認方法を保険者が確保することは当然です。それにもかかわらず資格確認方法を番号法上「任意」であるはずのマイナンバーカードで代替し、医療機関受診を可能とする資格確認書の職権交付は「当分の間」として申請を前提にするなど、現行の健康保険被保険者証の廃止に向けた動きは法的にも現場実態としても大問題です。

またオンライン資格確認等のシステム上のエラーやトラブルは未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえない状況です。さらにオンライン資格確認に物理的、費用的、人材的に対応できない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない—という現状も生まれています。地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。

自身の医療情報を自分で管理し、活用したいという方がマイナ保険証を使うことに対して反対ではありません。わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年 12 月 2 日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

以上